

2014年2月24日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第304号）

# 中国人民銀行上海本部、 自由貿易試験区で第三者決済サービスに クロスボーダー人民元決済の取扱を開放

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は、2014年2月18日付で『「上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見」の印刷・配布に関する通達』（銀総部発[2014]20号、以下『20号通達』という）を公布しました。第三者決済サービスを提供する企業による「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という）でのクロスボーダー人民元決済の取扱を開放しました。

### □ 初日に5社が参入

上海自由貿易区でクロスボーダーの人民元決済業務を展開できるのは「上海市で登録・設立してインターネット支払業務許可を有する支払機構」で、上海自由貿易区を含む上海市内で登録・設立した企業に加え、上海市以外で登録・設立した企業が上海自由貿易区内に設立する分公司も対象となります（『20号通達』第2条）。

『20号通達』は参入条件として、支払業務許可範囲にインターネット支払を含んでいることや、直近2年間に重大な規定違反行為を起こしていないこと等を要求している（第3条）ものの、条件を満たす企業は中国人民銀行上海本部に届出を行うことで業務を展開することができます（第4条）。ただし、差額決済（ネットィング）が禁止されているほか、輸出貨物貿易に係る人民元決済重点監督管理リスト掲載企業による受取・支払、資本項目取引の決済等を行うことはできません（第5条）。

『20号通達』を受け、2月18日には第三者決済企業5社（上海銀聯電子支付服務有限公司、通聯支付網絡服務股份有限公司、東方電子支付有限公司、快錢支付清算信息有限公司、上海盛付通電子商務有限公司）が業務の取扱を開始しています。

\*

中国人民銀行は2013年12月2日、上海自由貿易区における金融改革の方針として『金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号、以下『意見』という）を発表。

その中に「人民元のクロスボーダー使用の拡大」を盛り込み、「上海地区の銀行業金融機関は、区内の『支払業務許可証』を有し、かつ許可業務の範囲にインターネット支払を含む支払機構と協力して、支払機構の関連管理政策に基づき、クロスボーダー電子商取引（貨物貿易もしくはサービス貿易）のために人民元決済サービスを提供することができる」（第14条）と明記していました。

『20号通達』は、『意見』に関する具体規定の第一弾となります。今後、『意見』の他の改革方針についても、実施細則が順次公布されるものとみられます。

『20号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および8ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**中国人民銀行上海本部  
銀総部発[2014]20号  
「上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見」  
の印刷・配布に関する通達**

各国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行、上海銀行、上海農村商業銀行、上海市で人民元業務を経営する各外資銀行、在上海法人支払機構、遠隔地の支払機構上海分公司：

クロスボーダー電子商取引を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、上海市支払機構によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化および促進し、上海自由貿易試験区の建設を推し進めるため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』、『非金融機関支払サービス管理弁法』およびその他の関連規定に基づき、人民銀行総行の承認・同意ならびに授權を経て、ここに「上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見」を印刷・配布する。執行中に新たな状況および問題に遭遇した場合、遅滞なく上海本部（金融サービス一部）に報告すること。

付属文書：上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見

中国人民銀行上海本部  
2014年2月18日

付属文書

**上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払業務の展開に関する実施意見**

クロスボーダー電子商取引の発展を積極的に支持し、人民元のクロスボーダー使用を拡大し、上海市支払機構によるクロスボーダー人民元業務の発展を規範化および促進するため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』、『非金融機関支払サービス管理弁法』およびその他の関連規定に基づき、本実施意見を制定する。

**1、 総体原則**

- (1) 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、対外開放をさらに拡大し、速やかに複製可能で、普及可能な経験を形成する。
- (2) 金融による実体経済へのサービスを堅持し、国内外の市場の需要に順応し、人民元のクロス

ボーダー使用の推進に注力する。

- (3) リスクコントロール可能で、積極的かつ穏当を堅持し、クロスボーダー人民元支払業務を着実に秩序立てて展開する。

## 2、業務取扱開始主体

上海市で登録・設立してインターネット支払業務許可を有する支払機構で、試験区内で登録・設立および試験区外、上海市内で登録・設立した支払機構、上海市以外の地域で登録・設立してインターネット支払業務許可を有する支払機構が試験区内に設立する分公司（以下「支払機構」という）を含む。

上海市以外の地域に登録・設立した支払機構が試験区内に設立する分公司は、『非金融機関支払サービス管理弁法』等の制度規定に基づき中国人民銀行上海本部（上海分行）に届出を行わなければならない。

## 3、業務取扱開始条件

- (1) 支払業務許可範囲にインターネット支払を含んでいること、
- (2) 健全なクロスボーダー人民元支払業務の内部統制制度およびリスク管理措置を有していること、
- (3) クロスボーダー人民元支払業務を支持するインターネット支払業務技術等のインフラ施設を有していること、
- (4) クロスボーダー人民元支払業務に対するアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資、反租税回避等の具体的な制度および措置を有していること、
- (5) 『支払業務許可証』の取得以来、コンプライアンス経営を行い、リスクコントロール能力が比較的強く、直近2年間に重大な規定違反状況が発生していないこと、
- (6) 中国人民銀行が規定するその他の条件。

## 4、届出資料

業務取扱開始条件に合致する支払機構は、クロスボーダー人民元支払業務展開の日から7日以内に中国人民銀行上海本部（上海分行）に以下の届出資料を提出しなければならない。

- (1) 届出報告、
- (2) 支払業務許可証（副本）のコピー、
- (3) クロスボーダー人民元支払業務の処理フロー、

- (4) クロスボーダー人民元支払業務の内部統制制度およびリスク管理措置で、支払、技術、アンチ・マネーロンダリング等の点を含む、
- (5) 準備金銀行との業務協力協議、
- (6) 資料の真実性声明。

## 5、 取扱開始業務の内容

支払機構は、インターネットに依拠して、国内外の受取・支払人の中で、非自由貿易口座の真実の取引需要に基づき移転する人民元資金のために、支払サービスを提供することができる。クロスボーダー人民元支払業務は、双方向の支払とし、国内の国外に対する支払および国外の国内に対する支払を含み、差額支払を行ってはならない。

支払機構は、以下の取引活動もしくは業務主体のためにクロスボーダー人民元支払サービスを提供してはならない。(1) 真実の取引背景がない商品もしくはサービス、(2) 国家の輸出入管理規定に合致しない貨物、サービス貿易。(3) 貨物貿易に係る輸出入経営資格を有していない企業、(4) 人民銀行等 6 部・委員会から輸出貨物貿易人民元決済重点監督管理リストに組み入れられている企業、(5) サービス貿易に係る取引対象物が市場で一般的に認められる対価を有していない商品、ならびにそのプライシング・メカニズムが明瞭でない、隠れたリスクが存在する無形商品、(6) 資本項目における取引、(7) 国家、社会の安全に危害を与え、社会公共の利益に損害を与える可能性のあるプロジェクトおよび経営活動、(8) 法律・法規および人民銀行、外貨管理局の規則制度が明確に禁止している行為および未許可プロジェクト。

## 6、 準備金の管理

支払機構のクロスボーダー人民元顧客準備金管理は、『支払機構顧客準備金預金管理弁法』および中国人民銀行のその他の顧客準備金関連の監督管理要求を遵守して執行しなければならない。

支払機構は、業務種類の増設等の方式を通じて、国内およびクロスボーダー人民元支払業務に対して有効な識別を行い、合わせて中国人民銀行上海本部（上海分行）の関連要求に基づき情報を送付しなければならない。

## 7、 リスク管理

- (1) 支払機構は、準備金銀行に申請してクロスボーダー人民元資金の受取・支払を行う前に、準備金銀行と『クロスボーダー人民元支払業務手続に関する協力協議』を締結しなければならず、内容は以下の点を含むがこれに限らない。

1. 支払機構は、規定の顧客準備金口座体系において独立してクロスボーダー人民元専用口座を開設し、資金を独立して使用しなければならず、各種の形式で顧客資金を占有、流用しないこと。
  2. 支払機構は、身分識別制度を構築・健全化および執行しなければならず、真実の貿易背景がないクロスボーダー人民元支払業務を行ってはならず、合わせて完全な取引真実性証明資料を保管して検査に備えること。
  3. 支払機構は、大口、分割等の疑わしい取引に対するモニタリングモデルを構築し、合わせて関連業者もしくは顧客を重点注目リストに組み入れて確認を行わなければならないこと。確認を経て異常な取引に属する場合、支払機構はそのための業務手続を停止しなければならないこと。
  4. 支払機構は、準備金銀行と取引情報、物流情報、資金情報の取引明細リストの内容を約定し、合わせて遅滞なく準備金銀行に提出しなければならないこと。準備金銀行は、取引明細リストのコンプライアンス性、完全性を審査しなければならないこと。
  5. 準備金銀行は、支払機構のためにクロスボーダー人民元支払業務を行った後、中国人民銀行上海本部（上海分行）の要求に基づき遅滞なく正確に完全にクロスボーダー人民元受取・支払情報管理システムに入力し、合わせて相応の国際収支統計申告を行わなければならないこと。
  6. 支払機構および準備金銀行は、過誤および争議の処理、紛争および事故の処置方法を明確化し、顧客権益の保障措置、リスクおよび責任引受を明確化し、協議の終了、違約責任等を明確化しなければならないこと。
- (2) 支払機構は、掌握する取引情報、物流情報、資金情報等を通じて業務の真実性確認を行い、真実の貿易背景のないクロスボーダー人民元支払業務を行ってはならない。
- (3) 支払機構は、取引の真実のケースに基づき、取引類型を正確に選択し、取引情報を正確に表示して完全に発信し、取引情報の完全性、真実性、トレーサビリティを確保し、同時に完全な取引真実性証明資料を保存して検査に備えなければならない。
- (4) 支払機構は、身分識別制度を構築・健全化および執行しなければならない。支払機構が特約取引先を発展させる場合は、実名制および取引先参入確認制度の具体化し、特約取引先の提供する商品およびサービス内容、サービス条項が関連法律・法規の規定に合致しているか否かを検査し、業者の経営背景、経営状況、信用等を調査・理解する必要がある。支払機構は、顧客の氏名、性別、国籍、職業、住所、連絡方法および顧客の有効な身分証明書の種類、番号および有効期限等の身分情報を登記し、合わせて顧客の氏名、性別、有効な身分証明書の類別および番号等の基本身分情報の真実性に対して審査を行う必要がある。

- (5) 支払機構は、中国人民銀行によるクロスボーダー人民元支払業務限度額管理の関連規定を厳格に執行しなければならない。
- (6) 大口、疑わしい取引が存在する取引先もしくは顧客に対し、支払機構はそれを重点注目リストに組み入れて確認を行わなければならない。確認を経て異常な取引に属する場合、支払機構はそのための業務手続を停止しなければならない。
- (7) 準備金銀行は、支払機構のためにクロスボーダー人民元支払業務を行った後、中国人民銀行上海本部（上海分行）の要求に基づき遅滞なく正確に完全にクロスボーダー人民元受取・支払情報管理システムに入力し、合わせて相応の国際収支統計申告を行わなければならない。
- (8) 支払機構が展開するクロスボーダー人民元支払業務は、国家の関連法律・規則制度に合致していなければならない。支払機構に関連法律・法規、規則制度に違反する状況が存在することを発見した場合、中国人民銀行上海本部（上海分行）は関連規定に基づき責任を追及する。

(中国語原文)

**中国人民银行上海总部  
银总部发〔2014〕20号**

**关于印发《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见》的通知**

各国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行，上海银行，上海农商银行，上海市各经营人民币业务的外资银行，在沪法人支付机构，异地支付机构上海分公司：

为积极支持跨境电子商务，扩大人民币跨境使用，规范和促进上海市支付机构跨境人民币业务发展，推动上海自贸区建设，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》、《非金融机构支付服务管理办法》及其他相关规定，经报人民银行总行批复同意并授权，现印发《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见》。执行中遇有新情况和问题，请及时报告上海总部（金融服务一部）。

附件：关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见

中国人民银行上海总部

2014年2月18日

附件：

**关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见**

为积极支持跨境电子商务发展，扩大人民币跨境使用，规范和促进上海市支付机构跨境人民币业务发展，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》、《非金融机构支付服务管理办法》及其他相关规定，制定本实施意见。

**一、 总体原则**

- （一） 支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，进一步扩大对外开放，尽快形成可复制、可推广的经验。
- （二） 坚持金融服务实体经济，顺应国内外市场需求，着力推进人民币跨境使用。
- （三） 坚持风险可控，积极稳妥，稳步有序开展跨境人民币支付业务。

**二、 开办业务主体**

上海市注册成立并有互联网支付业务许可的支付机构，包括在试验区内注册成立和试验区外、上海市内注册成立的支付机构，上海市以外地区注册成立并有互联网支付业务许可的支付机构在试验区

内设立的分公司（以下简称“支付机构”）。

上海市以外地区注册成立的支付机构在试验区内设立分公司须按照《非金融机构支付服务管理办法》等制度规定向中国人民银行上海总部（上海分行）进行备案。

### 三、 开办业务条件

- （一） 支付业务许可范围包括互联网支付；
- （二） 有健全的跨境人民币支付业务内部控制制度和风险管理措施；
- （三） 有支持跨境人民币支付业务的互联网支付业务技术等基础设施；
- （四） 有针对跨境人民币支付业务的反洗钱、反恐融资、反逃税等具体制度和措施；
- （五） 获得《支付业务许可证》以来，合规经营，风险控制能力较强，最近两年未发生严重违规情况；
- （六） 中国人民银行规定的其他条件。

### 四、 备案材料

符合开办业务条件的支付机构须在开展跨境人民币支付业务之日起7天内向中国人民银行上海总部（上海分行）提交以下备案材料：

- （一） 备案报告；
- （二） 支付业务许可证（副本）复印件；
- （三） 跨境人民币支付业务处理流程；
- （四） 跨境人民币支付业务内部控制制度和风险管理措施，包括支付、技术、反洗钱等方面；
- （五） 与备付金银行的业务合作协议；
- （六） 材料真实性申明。

### 五、 开办业务内容

支付机构可依托互联网，为境内外收付款人之间，基于非自由贸易账户的真实交易需要转移人民币资金提供支付服务。跨境人民币支付业务为双向支付，包括境内对境外的支付和境外对境内的支付，不得轧差支付。

支付机构不得为以下交易活动或业务主体提供跨境人民币支付服务：（一）没有真实交易背景的商品或服务；（二）不符合国家进出口管理规定的货物、服务贸易；（三）货物贸易项下不具备进出口经营资格的企业；（四）被人民银行等六部委列入出口货物贸易人民币结算重点监管名单的企业；（五）

服务贸易项下交易标的不具有市场普遍认可对价的商品，以及其他定价机制不清晰、存在风险隐患的无形商品；（六）资本项目下的交易；（七）可能危害国家、社会安全，损害社会公共利益的项目或经营活动；（八）法律法规及人民银行、外汇管理局规章制度明确禁止行为及未予许可项目。

## 六、 备付金管理

支付机构跨境人民币客户备付金管理须遵照《支付机构客户备付金存管办法》及中国人民银行其他相关客户备付金监管要求执行。

支付机构应通过增设业务种类等方式，对境内和跨境人民币支付业务进行有效识别，并按中国人民银行上海总部（上海分行）有关要求报送信息。

## 七、 风险管理

（一）支付机构向备付金银行申请办理跨境人民币资金收付前，须与备付金银行签订《关于办理跨境人民币支付业务合作协议》，内容包括但不限于以下方面：

- 1、支付机构应在规定的客户备付金账户体系内独立开立跨境人民币专用账户，资金独立使用，不以各种形式占用、挪用客户资金。
- 2、支付机构应建立健全和执行身份识别制度，不得办理无真实贸易背景的跨境人民币支付业务，并留存完整的交易真实性证明材料备查。
- 3、支付机构应对大额、拆分等可疑交易建立监测模型，并将相关商户或客户列入重点关注名单进行核查。经核查属于异常交易的，支付机构应停止为其办理业务。
- 4、支付机构应与备付金银行约定包含交易信息、物流信息、资金信息的交易明细清单内容，并及时提交给备付金银行。备付金银行应审核交易明细清单的合规性、完整性。
- 5、备付金银行为支付机构办理完跨境人民币支付业务之后，应按照中国人民银行上海总部（上海分行）要求及时准确完整报入人民币跨境收付信息管理系统，并进行相应的国际收支统计申报。
- 6、支付机构和备付金银行应明确差错和争议处理、纠纷和事故处置方法，明确客户权益保障措施、风险及责任承担，明确协议终止、违约责任等。

（二）支付机构须通过所掌握的交易信息、物流信息、资金信息等进行业务真实性核查，不得办理无真实贸易背景的跨境人民币支付业务。

（三）支付机构须根据交易的真实场景，正确选用交易类型，准确标识交易信息并完整发送，确保交易信息的完整性、真实性和可追溯性，同时保存完整的交易真实性证明材料备查。

- (四) 支付机构须建立健全和执行身份识别制度。支付机构发展特约商户要落实实名制和商户准入核查制度，检查特约商户提供的商品及服务内容、服务条款是否符合相关法律法规规定，调查了解商户经营背景、经营状况、资信等。支付机构要登记客户的姓名、性别、国籍、职业、住址、联系方式以及客户有效身份证件的种类、号码和有效期限等身份信息，并对客户姓名、性别、有效身份证件的种类和号码等基本身份信息的真实性进行审核。
- (五) 支付机构应严格执行中国人民银行有关跨境人民币支付业务限额管理的规定。
- (六) 对存在大额、可疑交易的商户或客户，支付机构应将其列入重点关注名单进行核查。经核查属于异常交易的，支付机构应停止为其办理业务。
- (七) 备付金银行为支付机构办理完跨境人民币支付业务之后，应按照中国人民银行上海总部（上海分行）要求将相关信息及时准确完整报入人民币跨境收付信息管理系统，并进行相应的国际收支统计申报。
- (八) 支付机构开展跨境人民币支付业务应符合国家有关法律规章制度。一经发现支付机构存在违反相关法律法规、规章制度的情形，中国人民银行上海总部（上海分行）将按有关规定追究责任。